

<p>(日本)都市農業振興基本法</p>	<p>(韓国)都市農業の育成及び支援に関する法律</p>
<p>議員提案 2015.4.22.制定 同日施行</p>	<p>農林畜産食品部(種子生活産業)提案 2011.11.制定、2012.5.施行</p>
<p>(目的) 第1条 この法律は、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この法律は、都市農業の育成及び支援に関する事項を定めることにより、自然にやさしい都市環境を形成し、都市市民の農業への理解を高め、都市と農村が共に発展することに資することを目的とする。</p>
<p>(定義) 第2条 この法律において「都市農業」とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この法律で使用する用語の意味は次のとおりとする。 一、“都市農業”とは、都市部の土地、建築物や様々な生活空間を活用して作物を耕作または栽培する行為として、大統領令で定める行為をいう。 二、“都市部”とは、“国土の計画及び利用に関する法律”第6条の規定による都市部と管理領域のうち大統領令で定める地域をいう。 三、“都市農業者”とは、都市農業を直接行う者、または都市農業に関わる仕事をする者をいう。</p>
<p>(基本理念) 第3条 都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたものであり、その生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしていることに鑑み、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用及び適正な保全が図られるよう、積極的に行われなければならない。 2 都市農業の振興は、我が国における少子高齢化の進展及び人口の減少等の状況並びに地球温暖化の防止等の課題に対応した都市の在り方という観点を踏まえ、都市農業の有する前項の機能が適切かつ十分に発揮されることが都市の健全な発展に資するとの認識に立って、土地利用に関する計画の下で、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成に資するよう行われなければならない。 3 都市農業の振興に関する施策については、都市農業を営む者及び都市住民をはじめとする幅広い国民の都市農業の有する第一項の機能等についての理解の下に、地域の実情に即して、その推進が図られなければならない。</p>	
<p>(国の責務) 第4条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、都市農業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>(国及び地方公共団体等の責務) 第3条 国及び地方公共団体は、都市農業のための土地・スペースの確保と基盤作りに努力しなければならない。また、都市農業の活性化に必要な施策を立てて推進しなければならない。</p>
<p>(地方公共団体の責務) 第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>2. 都市農業者は、環境に優しい農法を使用することにより、安全な農産物を生産するよう努めるものとし、都市農業に使用されたり、利用された農業資材などを安全に管理または処理することにより、生活環境が汚染されないように努めなければならない。</p>
<p>(都市農業を営む者等の努力) 第6条 都市農業を営む者及び農業に関する団体は、都市農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。</p>	
<p>(関係者相互の連携及び協力) 第7条 国、地方公共団体、都市農業を営む者その他の関係者は、都市農業の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(他の法律との関係) 第4条 都市農業については、他の法律に特別の規定がある場合を除いては、この法律に従う。</p>

<p>(法制上の措置等)</p> <p>第8条 政府は、都市農業の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。</p>	
<p>第二章 都市農業振興基本計画等 (都市農業振興基本計画)</p> <p>第9条 政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 次章に定める基本的施策の実施その他都市農業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>5 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 第三項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。</p>	<p>(総合計画の策定)</p> <p>第5条 農林水産食品部長官は、5年ごとに都市農業の育成と支援のために、関係中央行政機関の長と協議を経て、都市農業の育成及び支援に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2. 総合計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。</p> <p>一、都市農業の現状と展望</p> <p>二、都市農業の育成と支援の方向と目標</p> <p>三、都市農業の育成と支援のための中長期投資計画</p> <p>四、都市農業関連教育訓練と専門人材の育成方策</p> <p>五、都市農業関連の研究と技術開発と普及方策</p> <p>六、都市農業の推進や情報化促進策</p> <p>七、その他の都市農業の育成と支援のために、大統領令で定める事項</p> <p>3. 農林水産食品部長官は、総合計画を策定または変更するには、第7条の規定による都市農業委員会の審議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合には、審議を経ないことができる。</p> <p>4. 農林水産食品部長官は、第3項の規定により策定または変更した総合計画を関係中央行政機関の長と特別市長・広域市長・特別自治市場・道知事・特別自治道知事(以下「市・道知事」という。)に通知しなければならない。</p> <p>5. 農林水産食品部長官は、総合計画を策定したり、変更するために必要と認める場合は、関係中央行政機関の長又は地方自治団体の長に関連資料の提出を求めることができる。この場合、資料の提出を求められた関係機関の長は、正当な事由がない限りこれに応じなければならない。</p>
<p>(地方計画)</p> <p>第10条 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画(以下「地方計画」という。)を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、地方計画を定めようとするときは、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 地方公共団体は、地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>4 前二項の規定は、地方計画の変更について準用する。</p>	<p>(施行計画の策定・施行)</p> <p>第6条 農林水産食品部長官及び市・道知事は、総合計画に基づいて、毎年都市農業の育成及び支援に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を策定・施行しなければならない。</p> <p>2. 市・道知事は、次年度の実施計画と前年度の実施計画に基づく推進実績を、大統領令で定めるところにより、毎年、農林水産食品部長官に提出しなければならない。農林水産食品部長官は、毎年実施計画に基づく推進実績を評価しなければならない。</p> <p>3. 実施計画の策定と実施及び推進実績の評価等に必要事項は、大統領令で定める。</p>
<p>第三章 基本的施策 (都市農業の農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保)</p> <p>第11条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保を図るため、農産物の生産に必要な施設の整備、都市農業の特性に応じた農業経営の展開のための技術及び知識の普及指導、都市農業に関連する諸制度についての情報の提供、都市農業の経営の安定向上に資するための農村地域における営農との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(都市農業委員会)</p> <p>第7条 都市農業の育成及び支援に関する次の各号の事項を審議するため、農林水産食品部長官に都市農業委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>一、総合計画の策定および変更</p> <p>二、第6条第2項の規定による実施計画の推進実績評価</p> <p>三、第12条の規定による都市農業関連の研究と技術開発</p> <p>四、第20条の規定による都市農業総合情報システムの構築と運用</p> <p>五、その他の都市農業の育成及び支援に関する事項として、農林水産食品部長官が必要と認める事項</p>
<p>(都市農業の防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮)</p> <p>第12条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能が的確に発揮されるよう、これらの機能に関係する計画における当該機能の位置付けの明確化、都市農業を営む者等とのこれらの機能の発揮に係る協定の締結、これらの機能の発揮に資する施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>2. 委員会の委員長は、農林水産食品部長官がつとめ、委員会は、委員長1人を含む15人以内の委員で構成する。</p> <p>3. 委員会の委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から農林水産食品部長官が委嘱し、任命する。</p> <p>一、都市農業についての学識と経験が豊富と農林水産食品部長官が認める者</p> <p>二、都市農業と関連がある業務を担当する行政安全部、農林水産食品部、環境部、国土海洋部、農村</p>

<p>( 的確な土地利用に関する計画の策定等のための施策)</p> <p>第13条 国及び地方公共団体は、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成を図るため、都市農業のための利用が継続される土地に関し、的確な土地利用に関する計画が策定され、及びこれに基づき土地利用の規制その他の措置が実施されるために必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>振興庁、山林庁所属の高位公務員団(3級(局長級)以上の幹部職員)に属する公務員各1名</p> <p>4. その他委員会の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。</p>
<p>( 税制上の措置)</p> <p>第14条 国及び地方公共団体は、土地利用に関する計画及びこれに基づく措置を踏まえ、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業のための利用が継続される土地に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(都市農業の種類など)</p> <p>第8条 都市農業は、次の各号のように分類する。分類別の詳細分類は、農林水産食品部令で定める。</p> <p>一、住宅活用型都市農業:住宅・共同住宅などの建築物の内部・外部、ベランダ・バルコニー、屋上などを活用したり、住宅・共同住宅などの建築物に隣接する土地を活用した都市農業</p> <p>二、近隣生活圏都市農業:住宅・共同住宅周辺の近隣生活圏にある土地等を活用した都市農業</p> <p>三、都心型都市農業:中心部の高層ビルの内部・外部、屋上などを活用したり、中心部の高層ビルに隣接する土地を活用した都市農業</p> <p>四、農場型・公園型都市農業:第14条公営都市農業農場や第17条の民営都市農業農場や“都市公園、緑地等に関する法律”第2条の規定による都市公園を活用した都市農業</p> <p>五、学校教育型都市農業:学生の学習と体験を目的に、学校の土地や建築物などを活用した都市農業</p> <p>2. 国及び地方公共団体は、都市農業の育成と支援を行う場合には、第1項の規定による都市農業のタイプ別の特性に合うように施策を策定・施行しなければならない。</p>
<p>( 都市農業により生産された農産物の地元における消費の促進)</p> <p>第15条 国及び地方公共団体は、都市農業により生産された農産物を地元において消費する地産地消の促進を図るため、直売所の整備、都市農業を営む者と食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者との連携の促進その他販売先の開拓の支援、都市住民に対する地元産の農産物に関する情報の提供、学校給食等における地元産の農産物の利用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(実態調査)</p> <p>第9条 農林水産食品部長官は、総合計画、実施計画と都市農業の育成と支援に必要な施策を効率的に策定・実施するために都市農業の現状等に関する実態調査を実施することができる。</p> <p>2. 第1項の規定による実態調査の範囲と方法とその他必要な事項は、大統領令で定める。</p>
<p>( 農作業を体験することができる環境の整備等)</p> <p>第16条 国及び地方公共団体は、都市農業の有する第三条第一項の機能のうち同項の場を提供する機能が発揮されるようにするとともに都市における農地の有効な活用が図られるようにし、及び都市住民の農業に対する理解と関心を深めるため、市民農園の整備その他の農作業を体験することができる環境の整備、教育及び高齢者、障害者等の福祉を目的とする都市農業の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(都市農業支援センターの設置等)</p> <p>第10条 国家及び地方自治団体は、都市農業の活性化のための都市農業に必要な支援と教育訓練を実施することができる。</p> <p>2. 農林水産食品部長官と地方自治体の長は、第1項の規定による支援と教育訓練のために農林水産食品部令で定めるところにより、次の各号の事業を行う都市農業支援センターを設置して運営したり、適切な施設や人材を備えた機関または団体を都市農業支援センターとして指定することができる。</p> <p>一、都市農業の公益機能などに関する教育と広報</p> <p>二、都市農業関連体験と実践プログラムの作成と運営</p> <p>三、都市農業関連農業技術の教育と普及</p> <p>四、都市農業関連菜園容器(箱、ビニール、花瓶などを利用して土壌や水を入れて植物を栽培することができるようにした容器をいう。以下同じ。)、種子、農業資材等の普及とサポート</p> <p>五、その他の都市農業関連教育訓練のために必要と認められる事業</p> <p>3. 国及び地方公共団体は、第2項の規定により指定された都市農業支援センターに対して予算の範囲内で、第2項各号の事業の遂行に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。</p> <p>4. 農林水産食品部長官と地方自治体の長は、第2項の規定により指定された都市農業支援センターが次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産食品部令で定めるところにより指定を取り消し、又は是正を命ずることができる。ただし、以下の第1号に該当する場合は、指定を取り消さなければならない。</p> <p>一、虚偽その他不正な方法により指定を受けた場合</p> <p>二、指定の要件に適合しなくなった場合</p> <p>三、正当な事由なく第2項各号の規定による事業を開始せず、又は遅延した場合</p> <p>四、正当な事由なく1年以上継続して第2項の規定による事業をしていない場合</p>

<p>(学校教育における農作業の体験の機会の充実等)</p> <p>第17条 国及び地方公共団体は、前条の教育を目的とする都市農業の活用の推進に当たっては、特に学校教育において、食及び食を支える人々の活動に対する児童及び生徒の理解が深まるよう、農作業の体験及び都市農業を営む者との交流の機会その他農業に関する学習の機会を充実させるようにするものとする。</p>	<p>(専門人材の育成)</p> <p>第11条 農林水産食品部長官と地方自治体の長は、都市農業の専門人材の養成のために、農林水産食品部令で定めるところにより、農村振興庁、“農村振興法”第3条の規定による地方農村振興機関、“高等教育法”第2条の規定による大学、都市農業に関する研究活動などを目的に設立された研究所や機関、団体のなかで必要なものを専門人材の養成機関として指定することができる。</p> <p>2. 国及び地方公共団体は、第1項の規定により指定された専門人材の養成機関に対し、予算の範囲内で専門人材の養成に必要な経費の全部又は一部を支援することができる。</p> <p>3. 農林水産食品部長官と地方自治体の長は、第1項の規定により指定された専門人材の養成機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産食品部令で定めるところにより指定を取り消し、又は是正を命ずることができる。ただし、第1号に該当する場合は、指定を取り消さなければならない。</p> <p>一、虚偽その他不正な方法により指定を受けた場合</p> <p>二、指定の要件に適合しなくなった場合</p> <p>三、正当な事由なく専門人材の養成を開始せず、又は遅延した場合</p> <p>四、正当な事由なく1年以上継続して専門人材養成の仕事をしていない場合</p>
<p>(国民の理解と関心の増進)</p> <p>第18条 国及び地方公共団体は、都市住民をはじめとする国民の都市農業に対する理解と関心を深めるよう、都市農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動、都市農業を営む者と都市住民との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(都市農業共同体の登録および支援等)</p> <p>第13条 都市農業者は、都市農業を共同して実施するために、自律的に団体(以下“都市農業共同体”という。)を構成することができる。</p> <p>2. 国及び地方公共団体は、予算の範囲内で都市農業共同体の都市農業の実施に関連して必要となる経費の全部又は一部を支援することができる。</p> <p>3. 第2項の規定によるサポートを受ける都市農業共同体は、代表者を選定して特別自治市場・特別自治道知事または市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同じ。)に登録しなければならない。</p> <p>4. 第3項の規定による登録の基準と手順、方法などは、農林水産食品部令で定める。</p>
<p>(都市住民による農業に関する知識及び技術の習得の促進等)</p> <p>第19条 国及び地方公共団体は、都市農業に関心を有する都市住民が都市農業の振興に係る多様な取組に積極的に参加することができるよう、農業に関する知識及び技術の習得の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(研究および技術開発)</p> <p>第12条 農林水産食品部長官は、都市農業関連の研究の活性化と技術レベルの向上のために、次の各号の事項を推進しなければならない。</p> <p>一、都市農業関連の研究および技術に関するニーズ調査</p> <p>二、都市農業関連の研究と技術開発</p> <p>三、都市農業関連の研究成果や開発された技術の補給・交流と協力</p> <p>四、その他の都市農業関連の研究や技術開発に必要な事項</p> <p>2. 農林水産食品部長官は、都市農業関連の研究をしたり、技術を開発する者に対し、予算の範囲内で研究や技術開発に必要な費用を支援することができる。</p>
<p>(調査研究の推進)</p> <p>第20条 国及び地方公共団体は、都市農業の振興に関し、必要な調査研究を推進するものとする。</p>	<p>(公営都市農業の農場の開設)</p> <p>第14条 市・道知事または市長・郡守・区庁長は、都市農業の活性化と都市農業空間の確保のために都市部にある公有地の中で都市農業に適した土地を選定し、公営都市農業の農場を開設することができる。</p> <p>2. 第1項の規定により公営都市農業の農場を開設しようとする場合、市・道知事は、あらかじめ、農林水産食品部長官の承認を受けなければならない。市長・郡守・区庁長は、あらかじめ、市・道知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3. 市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第2項の規定により公営都市農業の農場の開設許可を得ようとするときは、公営都市農業農場開設の承認申請書に業務規程の運営管理計画書を添付して、第2項の規定による承認権者(以下“開設承認権者”という。)に提出しなければならない。</p> <p>4. 市・道知事または市長・郡守・区庁長は、業務規程を変更するには、あらかじめ登録承認権者の承認を受けなければならない。ただし、農林水産食品部令で定める軽微な事項は、承認なしに変更することができる。</p> <p>5. 市・道知事または市長・郡守・区庁長は、公営都市農業の農場を閉鎖する閉鎖予定日の3ヶ月前までに開設承認権者の承認を受けなければならない。</p> <p>6. 第2項及び第3項の規定による承認の基準及び手順等は、農林水産食品部令で定める。</p>

<p>(連携協力による施策の推進)</p> <p>第21条 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第十一条から前条までの施策が適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る都市農業の振興に関する施策を推進しなければならない。</p>	<p>(公営都市農業農場隣接地域の土地の買収・交換)</p> <p>第15条 市・道知事または市長・郡守・区庁長は、公営都市農業の農場を開設するために必要な場合、公営都市農業農場隣接する土地所有者との契約に基づいて隣接する土地を予算の範囲内で買収したり、公有地と交換することができる。</p> <p>2. 第1項の規定による土地の買収や交換の手続その他必要な事項は、“共有財産及び物品管理法”を準用する。</p> <p>3. 第1項の規定により土地を買収、または交換する場合は、買収または交換の価格は、“公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律”に基づいて算定された価格とする。</p>
	<p>(公営都市農業農地の賃貸)</p> <p>第16条 市・道知事または市長・郡守・区庁長は、都市農業者の申請を受けて都市農業従事者との公営都市農業の農場の土地を賃貸することができる。</p> <p>2. 第1項の規定により公営都市農業の農場の土地をリースされた都市農業はその土地を都市農業以外の目的に使用したり、使用してはならない。</p> <p>3. 市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項の規定により公営都市農業の農場の土地を賃貸する場合、大統領令で定めるところにより、使用料を徴収することができる。</p> <p>4. 第1項の規定による申請と賃貸の条件と期間や手順や方法などは、農林水産食品部令で定める。</p>
	<p>(民間都市農業の農場の開設等)</p> <p>第17条 国又は地方公共団体でない者は民間都市農業の農場を開設して運営することができる。</p> <p>2. 国及び地方公共団体は、予算の範囲内で民間都市農業の農場の開設と運営に入る経費の全部又は一部を支援することができる。</p> <p>3. 第2項の規定による支援を受けようとする民間都市農業の農場は、位置や面積、業務規程、運用管理計画書を添付して、市長・郡守・区庁長に登録しなければならない。</p> <p>4. 第3項の規定による登録の基準と手順、方法などは、農林水産食品部令で定める。</p>
	<p>(交流と協力施策の策定等)</p> <p>第18条 国家及び地方自治団体は、都市農業の底辺拡大と活性化のための都市農業者間同士や都市農業者と“農漁業・農漁村や食品産業基本法”第3条第2号ア. に規定する農業者間の交流と協力のための施策を策定・施行しなければならない。</p> <p>2. 国及び地方公共団体は、都市農業を通じて都市と農村が共に発展できるように、“農漁村整備法”第2条第16号ウ. に沿った週末農園事業との連携を強化する施策を策定・施行しなければならない。</p> <p>3. 「幼児教育法”第2条”小・中等教育法”第2条の規定による学校は、都市農業関連教育及び実習・体験活動が“食生活教育支援法”第26条の規定による食育と連携して推進されるよう努めなければならない。</p> <p>4. 国及び地方公共団体は、都市農業の国際協力を促進するために都市農業関連の技術や人材の国際交流と国際共同研究等の事業を実施することができる。</p>
	<p>(博覧会などの開催)</p> <p>第19条 国及び地方公共団体は、都市農業の活性化のための都市農業博覧会や都市農業関連の競進(共進)大会などを開催することができる。</p>
	<p>(都市農業総合情報システムの構築と運営)</p> <p>第20条 農林水産食品部長官は、都市農業の体系的かつ効率的な育成と支援のために、次の各号の事項についての都市農業総合情報システムを構築して運営することができる。</p> <p>一、公営都市農業の農場、民間都市農業の農場などの賃貸情報、賃貸申し込み</p> <p>二、都市農業関連菜園容器・農業資材などの提供・交換・廃棄・回収等に関する情報</p> <p>三、都市農業関連教育訓練に関する情報および適用</p> <p>四、都市農業技術に関する情報</p> <p>五、その他農林水産食品部長官は、都市農業の体系的かつ効率的な育成・支援のために必要と認める事項</p> <p>2. 都市農業総合情報システムの構築と運用に必要な事項は、農林水産食品部令で定める</p>

(農業資材などの管理や処理基準)

第21条 農林水産食品部長官は、環境にやさしい都市農業を促進し、生活環境の汚染を防止するために都市農業の農業資材などの安全な管理と処理に関する基準(以下“管理・処理基準”という。)を定めて告示しなければならない。

2. 都市農業者は、管理・処理基準を遵守しなければならない。

3. 農林水産食品部長官又は地方自治団体の長は、都市農業者が管理・処理基準に違反して周囲の環境を汚染したと認める場合には是正を命ずることができる。

4. 第3項の規定により是正命令を受けた者は、是正命令に従った措置をしなければならず、是正措置の結果を農林水産食品部長官又は地方自治団体の長に報告しなければならない。

(聴聞)

第22条 農林水産食品部長官と地方自治体の長は、第10条第4項の規定により都市農業支援センターの指定を取り消し、又は第11条第3項の規定により専門人材の養成機関の指定を解除するには、聴聞をなければならない。

(権限の委任・委託)

第23条 この法律による農林水産食品部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより、所属機関の長、農村振興庁長、山林庁長、市・道知事または市長・郡守・区庁長に委任することができる。

2. この法による市・道知事の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を市長・郡守・区庁長に委任することができる。

3. この法律による農林水産食品部長官、市・道知事または市長・郡守・区庁長の業務は、その一部を大統領令で定めるところにより、都市農業に関連する機関や団体に委託することができる。

(過怠料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には300万ウォン以下の過怠料を賦課する。

一、第16条第2項に違反して公営都市農業の農場を都市農業以外の目的に使用したり、利用した者

二、第21条第3項の規定による是正命令に違反した者

2. 第1項の規定による過怠料は、大統領令で定めるところにより、農林水産食品部長官、市・道知事、市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。

作成 平田富士男